

114
A1351



八百七十四年第一月二十日日本東京ニ

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄

ゼテララル貴下ニ呈ス

日本外國事務執政閣下ニ呈センカ為ノ、余カ第
二報告書ヲ近日貴下ニ贈ルベシ、而シテ余ハ久
シカラズシテ、此國ヲ發足スベキ故、後來日本國
ノ幸福ニ関シ、緊要ナリト考フル所ノ意見ヲ吐
露シ以テ貴下ノ参考ニ供セシトス、蓋シ余カ報
告書、及ヒ巡行シタル所ノ諸州ヲ検査シテ得々
レ資驗上ヨリ收拾セシモノナリ、

審也事務局

茲一日本ノ政事家ノ注意スベキ二條ノ緊要ナ
リ第一ニハ、官ノ所有地ヲ分配附與スルニ當リ
合理ニシテ且寛大ナル處置ヲ如何ニシテ取
クベキヤヲ推究スルノ事ナリ、第二ニハ、日本へ綿
羊ヲ引入セシムガ為メニ採用ス可キ至良ノ方法
ヲ設クベキ事ナリ、扱第一ノ査問ヲ考究定決セ
シトハ、極テ緊要ナル事件ニシテ、今採用スベキ
處置ノ道ニ合フト否トハ、大ニ日本國ノ盛衰
ニ關係スベキナリ

此事件ニ付キ、律法ヲ設立スルニ當リ、士族及ヒ

農ノ二種ノ人民ノ利益ヲ特ニ能ク考究セザル
ベカラス、而シテ近來日本政府ヨリ布令ヲ出シ、
以テ士族ノ受クル所ノ恩賜ヲシテ、財本ニ換ヘ
シトスルニ因リ、更ニ士族ニ對シテハ、寛大ノ
處置ヲ施行スベキナリ、右ノ布令中ニ、士族ハ如
何ニテ地所ヲ有スベキカノ方法ヲ揭示シタリ、
余業スルニ、従前士族ハ、其君主ヨリ食邑トシテ
附與セシ所有地ノ産物ヨリ歳入ヲ收取セシモ
ナリ、故ニ士族ハ領地ノ管理法ヲ熟知シ、且一
國ノ領主ノ至ニ快樂ト為ス所ノ獨立自主ノ

生活ヲ貴重ス
令士族ヲシテ、田主ニナラシムルハ、日本政府
ノ最モ深ク思慮ヲ加フベキモノナリ、蓋シ此
種ノ人民ハ、習慣ヨリ其性自カラ穏静ナラズシ
テ、治世ノ限制ニ堪ヘズ、而シテ軍功ヲ以テ聲名
ヲ擧ケ、又ハ戦死シテ以テ其名譽ヲ得ニケ為ル
事ノ起ラニテラ希望スヘシ、然ルニ今斯クノ如
キ徒ヲ變シテ、田主ト為ストキハ、其性自カラ變
シテ、必ス平治ヲ好ム者トナルヘシ、其故ハ兵亂
ノ起ルトキハ、農民ノ有セル羊群ハ、劫掠サル、

ニヨリ、農民ハ兵亂ノ為メニ、極テ難渋スレバナ
リ、斯ク名譽ヲ好ム武夫ノ變シテ田主トナルト
キハ、必然世ノ平治ヲ保護スル者トナルベシ、何
トナレバ、現今ニ在テハ、右人々ノ利益トスルモ
ノハ、或ハ兵亂ニ在リト雖トモ、田主ト為ルトキ
ニハ、其利益ハ世ノ平治ニ在レバナリ、
然レドモ地所ヲ給與スル處置ヲ做スニ當リ、村
落ニ接近セル官有地ヲハ、右ノ人民ニモ決
交付スベカラス、是等ノ地ハ、先ツ第一ニ他ノ地
所ニ區別シ、以テ存置スルヲ要ス、而シテ

各地官公

又恩賜トシテ多良ノ地町ハ、大抵其廣サヲ限
リテ與フベク、殊ニ牧地ニ於テハ、其廣サヲ限
リ、然レベシトス、

近來日本ニ於テ、調製シタル民籍ニ依レハ、農民
ノ人口千四百八十七萬零四百二十六人ニシテ、
全國人口ノ殆シト二分一トス、

余ハ是ヨリ綿羊牧畜ノ事、及ヒ綿羊ヲ日本國ニ
引入スルニ付、採用スベキ至良ノ方法、且ツ牧羊
事業ヲ須ラク取行フベキ者ハ、政府ナルカ、或ハ
各個ノ人民ナルカ、或ハ會社ナルカラ論辨セシ
トス

付々

若シ綿羊引入ノ事業ヲ人民ニ委スルハ、多少
ノ地所ヲ必ス給與セサルヲ得ザルベシ、余カ意
見ニハ、此綿羊引入ノ事業ハ、須ラク政府ノ着手
スヘキモノトス、蓋シ政府ニテ此事業ヲ做ス
キハ、唯其欲スル所ニ隨ヒ且ツ遲延ナク、狭小
綿羊地所ヲ諸縣ニ設クルヲ得ハケレバ、此事
業ヲ取行フノ術ヲ、全國農民中ニ波及スル
更ニ速ナルベシ、
各個人民へ、夫
廣シク地ヲ交付スルハ、

悪、且ツ最モ有、一處置ナルヘシ、何十ナ
 此處置ハ決シテ農民ノ便一アラス、而シテ永久
 苦訴ノ基ヲ開カニ、必然ニシテ、或ハ終ニ其
 キ動乱ヲ生スルニ至ルモ、測リカタケレバナリ、
 總ヘテノ荒蕪ノ地ハ、村即ケ農民ノ住地ニ接近
 セリト謂入可ナリ、其故ハ日本ノ農民ハ、惣テ村
 落ニ居住ヲセバナリ、
 今如シ村々ニ接近ヤル地所ヲ、他人ニ交付スル
 トキハ、農民ハ地所ノ欠乏ノ為メ、永久牧羊者ト
 ナルコト能ハズルベケレバ、永ク繁栄ノ形状ニ

は

達スルノ路ヲ大ヒ、之レニ依リ、自己ノ情形ヲ絶
 ヘテ進歩シ能ハサルナリ、故ニ政府ハ、牧羊事業
 ノ関手ヲ做シ、右ノ如キ地所ノ價アレヲ實際
 ニ示シ、而シテ有利ニシテ、且ツ肝要ナル綿羊生
 育ノ業ヲ農民ニ教導シテ、農事ヲ成功セシム
 ラ以テ、政府ノ目的トスベキナリ、譬ヘハ茲ニ
 數百軒ノ一村アリ、牝羊僅ニ三百頭ヲ引入ス、即
 テ每一軒三頭ナリ、偕是羊ハ三年間ニ、千五百
 ニ増加シ、每一軒十五頭ニ至ルベシ、而シテ右年
 間ニ、綿毛及、羊賣却シテ、五千ドル

余ノ金高ヲ得
 合衆國ノ一領地ナルユローターニ於テ、夏時、
 綿羊ヲ集テ一羊群トナシ、唯一人ニテ是ヲ
 セリ其入費ハ綿羊持主等ノ一同ノ入費ニシテ、
 之ハ許多ノ人数ニ割付クレハ、各人ノ出金
 ベキ高、甚、僅少ナルナリ、
 今日本ニ於テハ、幾何ノ入費ヲ要スベキヲ示シ
 而シテ他ノ國々ノ入費ト比較スルトキハ、其計
 算左ノ如シ、日本ニ於テハ一年ニ八ドルラレヨ
 リ、十五ドルラレ、迄ノ給料ヲ與ヘ、且食物ヲ給ス

は7

ルヲ以テ、一人ノ農夫ヲ使用スルヲ得テ、今綿
 羊ヲ牧地ニ放行セシムル時間ヲ、八個月ト看做
 シ、而シテ給銀ノ多キニ就キ計算ヲ立ツルトキ
 ハ、左ノ如シ、
 八個月間ノ給銀 拾ドルラレ
 同食料 二拾ドルラレ
 惣計 三拾ドルラレ
 合衆國及ヒ澳大利亜ニ於テハ、右同様ノ仕
 二百八十ドルラレ以下ニテハ辨ズル能ハズサ
 レ日本ニ在 又 二百五十ドルラレ

各地

得アリ、

若シ綿羊持主ハ、各別圖ニシテ羊ノ飼ハント
スルトキハ、大ニ混雜ヲ生シ、且ツ更ニ許多
費ヲ要スル明白ナリ、日本人民ノ間々ニハ、大ニ
溫柔且ツ懇信ノ交リアルカ故ニ、前ニ説キシ如
キ組合ヲ立ツルコトハ、此國民ニ極メテ能ク適
スヘシ、

綿羊ノ持主ハ、冬季間其小羊群ヲ飼ハシカ為メ、
夏季適宜ノ時節ニ於テ、十分ナル乾食物ヲ用意
シ、而シテ冬季ニ至レハ、農民ハ速ニ各々自己ノ

は8

羊ヲ引取リ、此ニ候中自カラ之レヲ保護

春ノ初ニ、牝羊ハ子ヲ産ス、其后此羊仔ニ記号ヲ
附シ、且ツ其尾ヲ斬ルナリ、但シ綿羊持主ハ、各々自
己ノ記号ヲ有シ、是ニ依テ己レノ羊ヲ區別シ得
ルナリ、借テ右ノ如ク做シタル時諸羊群ノ一
メニナシ、而シテ剪毛ノ時節迄、牧地ニ放テ置ク
ナリ、斯ク各農民ハ、冬季間自己ノ羊ヲ保守
カ為メニ、大量ノ肥料ヲ得レハ、是テ自己ノ
地ヲ豊饒ニシ、此大ニ許多ノ牧納ヲ得ル

各地

然レニ今若シ
 スルトキハ、前ニ計算シタル如キ成得サル
 ナリ、其故ハ羊群ハ、冬季間前同様ノ注意ヲ受
 能ハザルベク、且ツ羊仔モ前同様ノ保護ヲ受ケ
 能ハサルヲ以テ、羊仔ノ生育モ成巧アラザル
 ケレバナリ
 又一個ノ人ニテ、其羊群ヲ前ノ如キ小群ニ分メ
 ントスル時ハ、過分ノ入費ヲ要シ、且ツ其事ヲ施
 行シ能ハサルベシ、此方法ヲ以テハ、農事ヲ勸ム
 ヲ得ザルナリ、其故ハ農民ハ、其肥料

は9

利益ヲ得ルコトアラザレハナリ、
 加之右等ノ地所ニ於テハ、大抵農民ハ各自己ノ
 地ヲ肥ヤス為メ、其地上ニ生スル草ヲ剪取ルニ
 ト多分數百畝ノ間、慣習トナリタルニヨリ、今此
 地ヲ獨個人ニ給與スルトキハ、右農民ノ權利
 障得スベシ、依テ此原因ヨリ不平ヲ生セシコ
 必セリ何トナレハ、凡ソ人ハ皆ナ舊習ヲ固守ス
 ルモノニシテ、尤中自己ノ利益上ニ關係ア
 ハ、其慣習ヲ變セザルコト更ニ甚シ
 然レニ政府ニテ、此事業ヲ做ストキハ、其事

ニ異ナルベシ、其故、政府ハ其兒子ヲ教導
テ更ニ繁栄ナラシムベキ、豫備ヲ為ス所ノ慈愛
ノ親トシテ事ヲ為セバナリ、

若シ各個人民ニ地ヲ給與スルトキハ、其人ハ繁
栄スルトモ、其國ノ利益ハ更ニ減少シ、且ツ大半
ノ人民ノ繁栄ヲ滅却スベシ、之レヲ以テ考フレ
バ、大ニ地ヲ給與スルトキハ、一國ノ繁栄ヲ害ス
ベキ効ヲ顯ハスヲアルヲ知ルニ足ルベシ、而
テ其害ハ人口ノ多キニ隨テ大ナルヘキナリ、
米國政府ノ設立以來、該政府ハ其國ノ各

テ、地上ノ利益ヲ得セシムルタメ、公地ノ手
付キ常ニ法律ヲ取設ケタリ、而シテ開化ノ國民
ハ、合衆國ノ田主ヲ以テ、人智及ヒ公道ノ
碑ト看倣セ、
モラウニト

廣大ノ地ノ人民ノ有スルヨリ、一國ノ繁栄ニ関
係スルヲハ、歴史上ノ實事トス、茲ニ一例ヲ舉
グニ、西班牙國君ヲ并リツツ、第二世ハ、嘗テ英國
ト兵ヲ構エ、大ニ其軍備ヲナセシ為メ、許多
費ヲ要シタレバ、同國船隊破壊ノ后、其金庫ハ空
乏トナレリ、依テ西班牙王ハ其國ノ富ミタ

各地事務

羊者ト約シ、若シ牧羊者ハ王ノ金庫ヲ滿タ
ナラバ、公地ハ永久他ニ譲リ渡スコトナク、牧羊
者ヲシテ、其羊群ヲ惣ヘテ無税ニテ、此地ニ於
養ハシム可キヲ取極メタリ、西班牙王ハ此所置
ヲ施シタルガ為メ、今日ニ至ル迄、其國ノ繁栄ヲ
害シタリ、其他許多ノ國々ニ於テ、其人民中特種
ノ人々ニ、廣潤ノ地ヲ與ヘ、或ハ賣却シタルガ為
メ、其國ノ幸福ヲ害セシ例少カラサルナリ、
右ノ一事ニ付キテハ、多年間ノ經驗、及ヒ歴史中
ノ記事アルガ故ニ、日本ノ政事家ハ、以テ

スベキナリ、
今再ヒ農民ニ就テ論センニ、大概ノ村々ニハ、僅
々ノ綿羊牧養ヲ始レルニ足ルベキ財本アリ、依
テ農民ハ、今唯綿羊取扱等ノ教訓ヲ要スル而已
ナリ、而シテ其取扱ヲ知ル時ハ、好シテ此利潤ノ
ル事業ヲ営ムベキナリ、政府ニテ牧羊地ヲ設ク
ル時ハ、人民ハ速ニ羊群ヲ買入ルヲ得ベシ然ル
時ハ其地所ヲ廉價ニテ、人民ニ貸渡スヘシ、
各個人民ニ地所ヲ附與スルノ事ヲ論辨シ、且ツ
其惡シキ効ヲ生スベキヲ、今既ニ明カニシタ

各地事情

ル上ハ、農民ノ幸福ニ計ルトキハ、久シクテラズシテ、此國ニ多クノ羊群ヲ増加スルニ足ルベキ数ノ綿羊ヲ、須ラク先ツ政府ニテ引入スベキトシ、政府ニテハ、此一事ヲ甚ク少費ニテ做シ得ベク、其故ハ政府ハ數隻ノ船舶ヲ有シ、之レヲ綿羊運送ニ使用スルトモ、又ハ自國ノ海岸、或ハ其港内ニ於テ空ク繫キ置クトモ、其入費等シカルベク、レハナリ、儲テカリヲラレニアハ、日本ニ最モ近クシテ、且ツ最モ容易ニ往來スベキニヨリ、綿羊ヲ得ルニ、最モ都合好キ地ナルベキナリ、

同地ニ於テ通例綿羊ノ價值ハ、其種類ノ善惡ト種類ノ純駁トニ從テ、每頭三ドルラレヨリ、八ドルラレニ至ルナリ、
此事業ヲ興スニ當リ、事務ヲ擔當シ、且ツ任ニ堪ヘタル人ヲシテ、政府ト組合ヒ、其財本ヲ出サシムベシ、而シテ綿羊ヲ日本ニ輸入スル以前、豫メ牧地ヲ擇ミ、及ヒ其他所要ナル豫備ヲ做ス等ハ、右ノ如キ人ニ委任スベシ、
去年五月中、日本政府ノ議政院ヨリ一令ヲ出タシ綿羊ノ輸入ヲ許サセシニ、猶未タ此事業ヲ企

謀セシモノ絶テ無シ尤此事ニ就テ故シタル試
驗ハ、是マテ皆成就セザリシナリ、
然レトモ予カ意見ニ於テ、右不成就ノ原因、既
ニ辯論シタルハ、再ヒ爰ニ其理ヲ舉グルテ要
セズ外務卿閣下ニ差出シタル余カ報告中ニ畧
長ク推論シタリ、
今若シ謀利ノ徒ノ補助ニ依テ、綿羊ヲ引入スバ
キ試験ヲ為ストヤハ、事ヲ破ルニ至ルハ必然ニ
シテ、後來再ヒ此事業ヲシテ長ク延引セシムバ
キナリ、

昌ハ余カ日本ニ滞留スベキヲ時々余ニ勸メラ
レタリ、余モ亦實ニ日本國、及ヒ其人民ヲ愛セリ、
去レトモ錢銀上ニ関シ、余カ此地ニ滞留セシト
ノ意ヲ生スベキ事絶テナシ、
茲ニ唯々余カ意見ヲ達セン為メ、余ハ日本ニ滞
留スベキ事情アリ、則チ日本ニ於テハ、綿羊ヲ生
育シ能ハストノ無誓ノ先言ノ非ナルヲ、明證
セント欲スルナリ、而シテ若シ政府ニテ此事業
ヲ甚々盛大ニ興ナレトキハ、余ハ自カラ政府ト
連合シテ、此事業ニ從事セント欲ス、其故ハ大抵

各地事務

余カ財木ヲカリテ、ルニアニ於テ、此事業ニ用
ヒ、而シテ夫レガ為メ、余ハ多分、利潤ヲ得レハ
ナリ、

余ハ期限ヲ定メ、譬ヘハ十年ノ期限内、毎年綿羊
二千、或ハ三千頭ヲ輸入スニト欲ス、而シテ此綿
羊ハ惣ヘテ政府ニ入費ヲ需メスシテ、サニフラ
ンシスコニテ渡スベシ、但シ日本迄ノ運送ハ、政
府ニテ是ヲ引受クベシ、而シテ余ハ又日本國ノ
諸地ニ於テ、右綿羊ヲ置クベキ地所ヲ擇バント
ス、然レトモ余ハ当今地所ニ於テハ、聊モ利益ス

ル所ナキガ故ニ、建テ物及ヒ冬季間綿羊ヲ飼
ベキ食物ヲ具ヘニ為メニ、作物及ヒ外國草ヲ生
スシムヘキ地ヲ耕セス等ハ、皆政府ノ入費ヲ以
テ做サニテ要ス、但シ余ノ關係スルモノハ、只
羊ニアル而已、而シテ其取扱ニ於テハ、唯半バノ
關係アリトス、而シテ余ハ此入費ノ半ヲ拂ハ
トス、又其地所ハ之レヲ耕シ、且ツ是レニ家屋ヲ
建テタル后ハ、大ニ其價ヲ増スベシ、又綿羊ヲ輸
入スル以前、肝要ナル豫備ヲ注意シテ做スベキ
ナリ、而シテ余ハ入費ヲ要セスシテ、其指揮ヲ做

スベシ、斯クノ如キ事情ニ於テハ、余ハ全事務ヲ管理セザル可ラズ、然ル時ハ必ス事ヲ敗ルコトアラザルヲ確知セリ、

牝羊一千頭、及ビ其生産スベキ羊ハ、拾年間ニシテ、七万一千頭ノ信シ難キ程ノ数ニ増加スルコトハ、君ノ知ル所ナラン、

毎年綿羊三千頭宛ヲ送ルトキハ、拾年間ニシテ、其生産スル所ノ数、幾何ナルヤハ、右ニ依テ計リ知ルベシ、

綿羊ノ看守ニ於テハ、特リ日本人ヲ使用スルベシ、

固ヨリ此人々ニハ、相当ノ差圖ヲ與ヘ、且ツ其取扱ノ全條ヲ教ユベシ、之レヲ教ユル更ニ速カナレハ、随テ政府ハ綿羊生育事業ニ属スル凡百ノ事ヲ速ニ人民ヘ任スコトヲ得ベシ、

若シ綿羊生育法ヲ熟知スルトキハ多クノ士ハ、其受クル所ノ恩賜ヲ資本ニ換ヘ、荒蕪ノ地ヲ得ントスルコト必然ナリ、而シテ此地所ハ、牧羊ニ用ヒテ利益ヲ得ルニ至ルマテハ、其價値アルコトヲ決シテ知ルベカラス、

綿羊ヲ牧畜スベキ約ヲ以テ、若シ官有地ヲ無代

ニテ付與スルトキハ、其地稅ヲ收取スルコト相
當ニシテ、政府ハ其歲入ヲ大ニ増加スベキ旨又
外務卿ニ呈シタル、余カ第一ノ報告ニ於テ掲載
セリ、

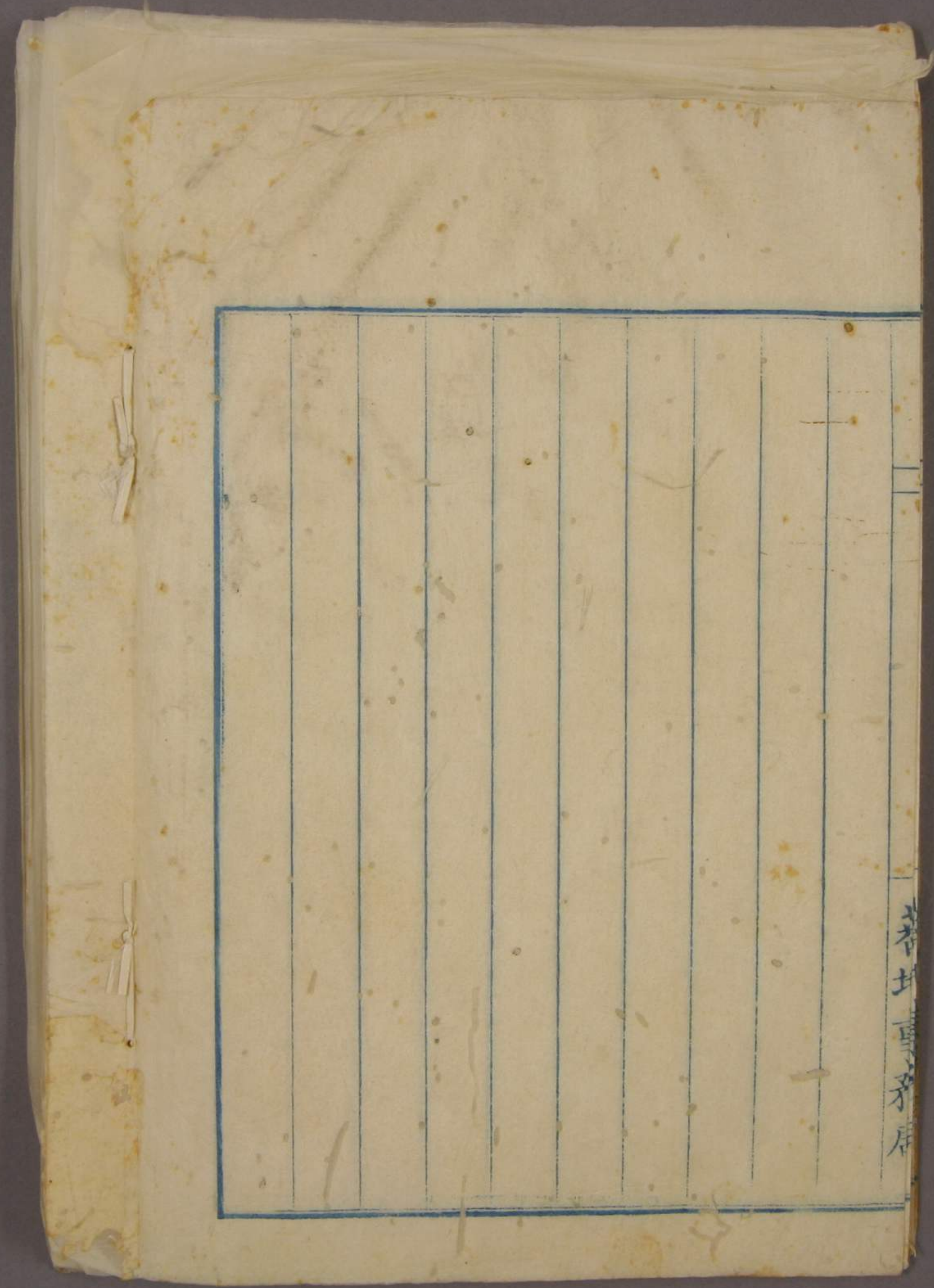
若シ日本ノ農民等、政府ニテ綿羊生育事業ヲ其
國內ニ関カントスルヲ知リ、且ツ今田地ヨリ得
ル所ノ生産同様、又ハ事ニ寄レバ、夫レヨリ更ニ
許多ノ生産ヲ祖宗ノ代ヨリ居住セル地ニ接近
荒蕪ノ地ヨリ得ルニ至ラシコトヲ知リ、而シテ
是地ヲ有スルノ特許ハ、永ク子孫ニ傳ハラヒコ

トヲ知ルトキハ、全國一般喜フコト限リヌルカ
カラズ、而シテ農民ノ状形ヲ進善セシメタル政
事家ハ、永久農民ノ心中ニ記臆スベク、且ツ更ニ
自國ノ繁榮ヲ來タスベキナリ、
此事件ニ付、猶述マント欲スルコト許多アリト
雖トモ、此手紙既ニ長キニ過タレバ、更ニ君ヲ倦
勞セシムヲ欲セス、頓首再拜

デ井ダブリーニハシヨリス 花押

蕃地事務局

蕃地事務局



卷之四